

2025 年 5 月 27 日

各 位

上場会社名 東亜建設工業株式会社
代表者 代表取締役社長 早川 毅
(コード番号 1885 東証プライム市場・札証)
問合せ先責任者 経営管理本部総務部長 中尾 昌義
(TEL. 03-6757-3821)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025 年 5 月 27 日開催の取締役会におきまして、下記のとおり定款の一部変更に関する議案を 2025 年 6 月 27 日開催予定の当社第 135 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

当社は取締役会の柔軟な運営を可能にすること並びに意思決定の客観性及び透明性の向上を目的として業務執行から独立した社外取締役が取締役会議長を務めることができるよう所要の変更を行うものです。

また、株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、会社法第 454 条第 5 項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当(中間配当)をすることができるよう所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(取締役会) 第 24 条 取締役会は、業務執行を決定する。 2 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、 <u>取締役会長がこれを招集し、その議長となる。ただし、</u> <u>取締役会長に欠員又は差支えあるときは取締役社長が、</u> <u>取締役社長にも欠員又は差支えあるときは取締役会にお</u> <u>いてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに</u> <u>代る。</u> 3 取締役会に関する規程は、取締役会の決議をもって 別に定める。	(取締役会) 第 24 条 取締役会は、業務執行を決定する。 2 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議</u> <u>長となる。</u> 3 <u>前項に従い定めた取締役に差支えあるときは、取締</u> <u>役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締</u> <u>役が取締役会を招集し、議長となる。</u> 4 〈現行どおり〉

現行定款	変更案
(剰余金の配当の基準日) 第 36 条 当会社<u>の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主、登録株式質権者又は信託財産の受託者に対して支払う。</u> <u>ただし、支払開始の日から満 3 年を経過したときは、当会社は、その支払義務を免れる。</u> (新設) (新設)	(剰余金の配当) 第 36 条 当会社は、<u>株主総会の決議によって毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主、登録株式質権者又は信託財産の受託者に対し、剰余金の配当を行う。</u> 2 当会社は、<u>取締役会の決議によって毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主、登録株式質権者又は信託財産の受託者に対し、中間配当を行うことができる。</u> (配当金の除斥期間) 第 37 条 <u>期末配当金及び中間配当金の支払開始の日から満 3 年を経過したときは、当会社は、その支払義務を免れる。</u>

2. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日
定款変更の効力発生予定日

2025 年 6 月 27 日
2025 年 6 月 27 日

以 上